○関東地方整備局告示第二百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十日　関東地方整備局長　泊　宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
川越市新宿町一丁目七番一八から同市新宿町一丁目七番九まで	前	一八・一八～三一・四七	〇・〇九〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一八・一八～四七・四二	〇・〇九〇	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十日　関東地方整備局長　泊　宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
さいたま市北区吉野町一丁目四一五番九から鴻巣市箕田字九右エ門一七四〇番一まで	前	一九・七六～七一・六〇	一八・三七一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	〇・〇〇～一九六・八四	二〇・二七二	
	後	一九・七六～七一・六〇	一八・三七一	
	B	〇・〇〇～二五〇・三四	二〇・二七二	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市大和田四丁目一二九七番四から同市大和田三丁目一一二〇番二三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市東大和田一丁目四七六番五地先から同市稲荷木一丁目五〇七番一二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

○関東地方整備局告示第三百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十日　関東地方整備局長　泊　宏

供用開始の期日　平成二十九年十二月二十日

一　道路の種類及び路線名　一般国道　二百九十八号

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十二月二十一日

○関東地方整備局告示第三百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市平田四丁目一四〇九番三から同市大和田四丁目一一二〇番二三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市東大和田一丁目四七六番五地先から同市稲荷木一丁目五〇七番一二地先まで	〃

○関東地方整備局告示第三百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　一般国道　二百九十八号

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十二月二十一日

○関東地方整備局告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名	二　占用を制限する区域	三　図面縦覧場所
一般国道　二百九十八号	市川市大和田四丁目一二九七番四から同市大和田三丁目一一二〇番二三地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市東大和田一丁目四七六番五地先から同市稲荷木一丁目五〇七番一二地先まで	〃

○関東地方整備局告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　一般国道　二百九十八号

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十二月二十一日

○関東地方整備局告示第三百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市平田四丁目一四〇九番三から同市大和田四丁目一三〇五番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市東大和田二丁目三八〇四番一から同市東大和田一丁目四八二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

○関東地方整備局告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名	二　占用を制限する区域	三　図面縦覧場所
一般国道　二百九十八号	市川市平田四丁目一四〇九番三から同市大和田四丁目一三〇五番二まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市東大和田二丁目三八〇四番一地内	〃
〃	市川市東大和田二丁目三八〇四番一から同市東大和田一丁目四八二番一地先まで	〃

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十二月二十一日